

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故直後の生活費増加分等のほか、原発事故後に発症したじんましんと原発事故との間の因果関係を認め、平成28年12月分から平成30年4月分までの生命身体的損害（通院慰謝料及び通院交通費）が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2及びX3（以下、あわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目について和解することとし（但し、期間の記載のあるものについては、当該期間に限る。）、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、別紙記載の損害項目についての和解金として、合計金120万9896円の支払い義務があることを確認する。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年5月22日

（仲介委員 永山 在浩）

(別紙)

損害項目		日付・期間	金額 (円)
避難費用	互助会解約返戻金	—	28,450
	携帯電話料金増加分	平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 7 月末日	71,146
	車両売却	平成 23 年 7 月 11 日	60,000
	親戚宅同居謝礼	平成 23 年 3 月 17 日～平成 24 年 3 月 24 日	810,000
	羽毛布団代	平成 23 年 12 月 20 日	168,000
生命・身体的損害	通院慰謝料及び通院交通費	平成 28 年 12 月 27 日～平成 30 年 4 月末日	72,300
合計			1,209,896

以上